保護への取組み

I. 各主体が取組む

県，市町村，事業者及び県民や民間団体等すべての主体が，自然保護のため，連携・協力して取組みを進めることが重要です。

〈各主体に期待される役割〉

県	・森林,水辺等自然度の高い野生生物の生息･生育環境を保全する。 ・県民の意識啓発や自然との触れ合いの場の整備を行う。
市町村	・地域独自の野生動植物保護及び生息･生育環境保全の施策を検討する。
事業者	・開発事業を行う際,事業地や周辺地域の自然環境に十分配慮する。 ・工場等敷地への緑化を推進する。
県民等	・野生動植物の生息･生育地への不必要な立ち入り，捕獲･採取をしない。 ・自然保全活動,自然観察会等に積極的に参加し自然への理解を深める。

II.開発事業者の方へ

事業者の方は，下記の手続きを参考に，開発事業地及びその周辺地域に生息・生育する希少野生動植物の保護・保全を図りながら事業を進めるようお願いします。

開発事業での希少野生動植物への配慮

生息等の調査

情報の収集・整理により，希少野生動植物生息等の可能性の有無を確認

↓ ＝希少野生動植物生息等の可能性あり

1. 希少野生動植物等に対する影響を予測，評価する

(1)現地調査
(2)各種開発事業による影響の把握

↓

2. 保護対策の検討，実施

(1)保護方針・目標の設定
(2)希少野生動植物保護対策の検討
(3)希少野生動植物保護対策の選定・実施

↓

3. 事業着手後の保護対策の効果の検証

(1)監視方法の選定
(2)監視期間及び時期の選定

コエゾゼミ（危急種）

オキナグサ（絶滅危惧種）

オオクワガタ（危急種）

オオウメガサソウ（絶滅危惧種）

アカウミガメ（危急種）

ジョウザンミドリシジミ（希少種）

本紙掲載の写真は，いばらき自然環境フォトコンテスト入賞作品及び県版レッドデータブック普及版（植物編，動物編）に掲載の写真を使用しています。
〈動植物関係写真提供者（敬称略　50音順）〉
［植物］
伊沢　達也，内山　治男，鈴木　昌友，村上　廣美
［動物］
石川　賢一，石田　光史，稲葉　　修，小菅　次男，佐々木泰弘，
茂田　良光，茅根　重夫，西野　正義，廣瀬　　誠，山　晃司
鈴木　成美

身近な希少種生息・生育情報

皆さんの身近にいるちょっと珍しい動植物について，下記のハガキで情報を提供して下さい。

茨城県希少野生動植物保護指針（全体構成）

第1部 背景と現状
- ●保護指針策定の基本的な考え方
  生物多様性保全の必要性
- ●野生動植物の保護に係わる主な法制度等とその施策

第2部 野生動植物保護に対する考え方及び方向性
- ●各種開発に係る希少野生動植物保護の基本的な考え方及び手続き
- ●野生動植物の生息･生育環境の保全
- ●外来種問題への対応
  ※H16.6月：特定外来生物被害防止法成立

第3部 保護指針の推進
- ●保護に関する役割分担
- ●野生動植物の生息･生育地の再生と創出
- ●調査研究の推進及び情報の整備･提供
- ●環境教育･環境学習,普及啓発の推進

県では，希少野生動植物の保護やその生息・生育地を保全する取組みとして，県内で絶滅のおそれのある希少野生動植物を掲載した県版レッドデータブック（植物編，動物編）をとりまとめるとともに，希少野生動植物の保護のあり方をとりまとめた保護指針を策定し，希少野生動植物の保護対策に努めているところです。

今後，更なる保護施策を推進するためには，地域に生息・生育している希少種について皆さんからの情報提供が不可欠です。

皆さんの身近にいるちょっと珍しい動植物についてこの封書を利用し情報の提供をお願いします。

可能な場合は写真等についても同封願います。
（E-mailによる情報提供も可能です。
:kansei2@pref.ibaraki.lg.jp）

のりしろ

コメント欄（発見日時・場所・生息等の状況等）

住　所	〒	
お名前		男・女
電話番号		

のりしろ

のりしろ